

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、林業・木材産業改善資金の償還期間について特例措置が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例措置に、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な資金を借り入れる場合の償還期間を12年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする措置を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。